

The Japanese Causative-Passive Construction from a Chinese Speaker's Viewpoint: Why Can One Say "I Was Made to Eat Spinach"?

Fei Li

Abstract

I had long been puzzled by a remark my Japanese family often made: "I was made to eat spinach again." This puzzled me because I never actually forced them to eat spinach; I merely used spinach in my cooking. If they chose to eat spinach by their own will, why did they say that they had been "made" to eat it? This paper examines the non-coercive use of the Japanese causative-passive expression, *saserareru* ("be made to do"). Previous studies have focused primarily on the coercive use of the Japanese causative-passive construction. However, this construction is not limited to situations involving actual coercion. When speakers feel inconvenienced, dissatisfied, or negatively affected by a particular outcome or situation, they may use the causative-passive construction to attribute responsibility to someone who was in a position to prevent that outcome. In such cases, the speaker conceptually construes the situation as if it had been imposed upon them, even when no direct coercion was involved. This non-coercive, responsibility-attribution can be regarded as an extended use of the Japanese causative-passive construction. Similar extensions can also be observed in Japanese causative and passive constructions more generally, suggesting a grammatical phenomenon characteristic of the Japanese language. By contrast, the Chinese verb *ràng* ("to make" or "to allow"), which corresponds in many contexts to the Japanese causative marker *saseru*, does not exhibit comparable usage. The reason I long found expressions such as "I was made to eat spinach" puzzling is that the equivalent Chinese sentence, *Nǐ ràng wǒ chī bōcài le* ("You made me eat spinach"), is not acceptable in a context where no actual coercion has taken place.

中国語母語話者からみた日本語の使役受身 ——「またほうれん草を食べさせられた」 をめぐって——

李 菲

1 はじめに

家で料理を担当している筆者（中国語母語話者）は、しばしば日本語話者の家族から、「またほうれん草を**食べさせられた**」というようなことを言われる。その度に違和感を覚える。なぜなら、筆者としては、健康に良さそうな野菜を料理に使っただけで、家族がほうれん草が苦手だということを忘れていたため、「何が何でも食べてもらって、ほうれん草を克服させる」という強制的な意図は全くない。筆者が強制的に「食べさせた」わけではなく、家族が自分の意思で食べたのに、なぜ「**食べさせられた**」と表現するのか。無実の罪を着せられているような感覚になる。そんな感覚になるのは、中国語では強制的に食べさせられたわけではない場合、以下のように「食べさせられた」と表現することができないためである。

- (1) ²你 又 让 我 吃 菠菜 了。
あなた また させる 私 食べる ほうれん草 SF
「またほうれん草を食べさせられた。」

日本語の「食べさせられる」は、使役形の「させる」と受身形の「られ

る」が合体してできた使役受身文である。使役と受身を同時に含むという点で、ヴォイスの現象として非常に複雑である。一方、中国語には使役受身文は存在しない。「食べさせられる」のような表現を作るには、(1) のように「させる」を表す“让”を使った通常の使役文を用いる¹⁾。“我”(「私」)を“让”(「させる」)の目的語とし、「私に食べさせる」ということで「食べさせられる」という意味を表す。(1)は文としては正しいが、「強制的に食べさせられた」という意味を表す。筆者が「またほうれん草を食べさせられた」という日本語に違和感を覚えるのは、この表現を(1)の中国語に対応させて理解しているためであろう。強制的に「食べろ」と言ったわけではないのに、なぜ食べさせられたと言われるのか。料理を提供した筆者に不満を言うならば、次のような表現が中国語として自然である。

(2) 怎么 又 放 菠菜 了?
 どうして また 入れる ほうれん草 SF
 「なんでまたほうれん草を入れたの」

嫌いな物が入った料理を提供してきた人にどのように不満を伝えるかにおいて、日本語と中国語とでは表現方法、もっと言えば事態の捉え方に違いが見られることが(2)から見てとれる。日本語は、「なぜほうれん草を食べさせたのか」という結果に注目し、相手に責任追及している。一方、中国語の「なぜほうれん草を入れたのか」はあくまで結果を引き起こした相手の実際の行動を詰っている。

日本語の「させる」あるいはその受身形の「させられる」は、中国語の“让”に比べ、使役者が非使役者に強制的に何かをさせていない場合にも

1) 「させる」を表す使役動詞として“让”以外に、“叫”もある。本稿では“让”のみ取り上げる。

使うことができる。強制の意味が強い中国語の使役文からみた場合²⁾、なぜ使役者が強制していない行為に対しても「させられる」（あるいは「させる」）という使役の事態としてとらえ、表現できるのかが問題となる。「ほうれん草を食べさせられた」は表現として客観的に起きた事実（「あなたが私にほうれん草を食べさせた」）を述べるというより、料理の提供者に対しての不満や責任追及を表している。「食べさせられる」といった使役受身がもつこうした表現機能については、管見の限り、従来の研究ではまだ詳しく論じられていない。本稿では、日本語の使役受身「させられる」の非強制的で、弱い使役の用法について実例を通して考察し、使役者への責任追及を目的とする許容使役の事態にも用いられていることを明らかにする。その上で意味拡張の観点から、典型的な強制使役と許容使役の共通点、その背後にある責任の概念について先行研究をふまえながら考察を行う。また中国語の対応表現と比較させることで、両言語間における事態の捉え方の差異についても考えてみたい。

2 強制から責任追及へ

使役受身文「させられる」に関する従来の意味記述として、被使役者が自分の意思に反し、強制的に何らかの行為をさせられる、というようなものが多い。日本語記述文法研究会 2009：248 では使役受身文の用法を次の2種類に分け、例文とともに次のように記述している。このうち、aの意思動詞からなる使役受身文の場合、「他者によって事態の実行を強制され

2) “让”にも弱い使役である許容使役の用法があるが、本稿で論じている、意図的でない使役の事態ではなく、被使役者の行為を阻止せずに許容することを表すものである。例えば、“我让他吃菠菜了（私は彼にほうれん草を食べさせた）”には、「私が彼に命令して強制的にほうれん草を食べさせた」という強い使役の意味と、「彼がほうれん草を食べたがっていたので、食べることを許可した」という許容使役の意味を表すことができる。しかし、「私のせいで、彼がほうれん草を食べざるをえなかった」という非意図的な弱い使役を含意しにくい。

る」と指摘している（以下の引用における例文番号は筆者による）。

a 意思動詞から作られる使役受身文は、被使役者が自分の意思に反して、他者によって**事態の実行を強制されること**を表す。

(3) 私は母に嫌いなものを食べさせられた。

b 感情や思考を表す動詞から作られた使役受身文は、二格の名詞やテ形の表す内容が原因となって、その感情や思考が生じたことを表す。

(4) 世の中の変化の激しさには全くびっくりさせられるよ。

(5) 汚れた川を見て、環境問題のむずかしさをあらためて考えさせられた。

(3) における「食べさせられた」は使役者である「母」に強制された事態である点で、筆者が家族から言われた「またほうれん草を食べさせられた」とは異なる。(3)の場合、おそらく母親には子どもに食べ物の好き嫌いを克服させたい、嫌いな野菜を何が何でも食べてもらいたいという「強制」的な気持ちがある。一方、筆者は単に家族の嫌いな食べ物を忘れただけで、強制してまで食べさせたいというつもりは毛頭ない。この場合、「強制的に食べさせた」とは言えない。この二つの例から、「食べさせられた」という表現は必ずしも食べることを誰かに強制、強要されたときにだけ用いられるわけではなく、使役者による強制、強要がない場合にも使われていることがわかる。従来の記述が強制的な使役の用法に限定しすぎているといえる。

使役受身文は強制的な使役を表すという点について、前田 1989 でも同様な見解が示されている。前田 1989：25-26 では使役受身文を「被役」と「誘発」³⁾ の 2 種類に分類し、「被役」については例文とともに次のように述べ、やはり「強制を受けたもの」としている（例文番号は筆者による）。

(6) 鉄木真はその夜聚落の端の広場に立たせられていた。

(7) ラモーナはこんなことは二度としませんと約束させられ、一件落着する。

それぞれ「…立っていた。」「…約束し、」と比べると、使役受動態では、Aの動作Vはなんらかの強制を受けたものであり、そのためAにとって不本意なもの・嫌いなものという気持ち、あるいは強制されたことによる「迷惑」感が表されている⁴⁾。

(6)の「立たせられる」と(7)の「約束させられる」はいずれも文脈から、「立つよう強制された」、「約束するよう強制させた」と解釈できるため、強制使役の事態を受身文で表したものである。こうした使役受身文は強制されたことへの迷惑感を表出している、と前田1989が指摘している。この指摘はもちろん正しいが、ただ、筆者が実際に言われた「またほうれん草を食べさせられた」という例からわかるように、使役受身文の中には非強制的事態も含まれている。つまり、使役者が必ずしも被使役者に対し何かを実行するよう強制させたいという意識がない場合でも、被使役者は成り行きでそれを実行した結果、不快感や迷惑感を覚えたのならば、「させられた」という表現を使うことができる。筆者の例では、家族は筆者に強制・強要されていないが、食べてみたら嫌なほうれん草が入っていたので、迷惑に感じ、「またほうれん草を食べさせられた」と言うことで不快感・迷惑感を筆者に伝えようとしたのである。

この例から、「何かをするよう強制されて、迷惑に感じた」とときにはじめて「させられた」という表現を使用できるというよりは、強制されてい

3) 前田1989が「誘発」とよぶ使役受身文の用法は基本的に、日本語記述文法研究会2009におけるbの用法（「びっくりさせられる」、「考えさせられる」など）と対応している。

4) ここでのAは使役受身文の主語で、動作を行う動作主、そして使役の事態における被使役者を表す。

なくても、そのことが迷惑だと話し手が感じさえすれば、「させられた」と表現できるという点が見えてくる。つまり必ずしも、「強制」が先にあって「迷惑」が後から起きる、というわけではない。「強制→迷惑だ」はもちろん自然な流れであるが、「迷惑だ→強制（＝原因探し）」もありうる。ただし、後者の場合における「強制」は文字通りの「強い強制（force）」ではなく、「～のせいで、こんなことをするはめになったんだ」という責任や原因の追及である。こうした本当の強制によらない、責任追及の「させられる」は、筆者が経験した例だけでなく、事例を広く集めたコーパスではよくみられる。

- (8) その後で、薬膳料理のレストランで海草で作ったカレーなるものを食べさせられたのですが、ゲーといたいような代物でした。

(BCCWJ)

- (9) それで、普通の人はどうしようもない観光旅館に泊まって、高い金をとられて、まずい料理を食べさせられている。(BCCWJ)

- (10) 一度、おそろしくからいライスカレーを食べさせられたことがあり、その時、母親は、「カレー粉を仰山いれたらねとねと固まってくるんか思うたけど、そういうもんでもないのやなあ」と嘆息していた。(BCCWJ)

(8) ～ (10) は、まずい料理の体験について語っているもので、「食べさせられた」が用いられている。しかし、こうした例における「食べさせられた」は話し手が強制的に、まずい料理を食べよう命じられたという意味ではない。そもそも、レストラン側や母親といった料理の提供者、作り手が自分が作った料理を「ゲーといたいような代物」だとか、「まずい」あるいは「おそろしくからい」と思っていない。むしろ、提供者、作

り手はおいしい食べ物を提供したつもりでいる可能性が高い。仮に、提供した料理の味に自信をもてない場合でも、提供者はそれをお客や家族に「まずくても、ちゃんと食べろ」と言っていないはずである。使役受身に関する従来の記述は、「強制」という点に注目してきたが、(8)～(10)のような実例からわかるように、日常生活の場面において命令や指示といった文字通りの「強制」がない場合でも、使役受身文を使うことができる。その場合、(8)～(10)のように、提供された料理に対するがっかりした気持ち、不平不満を表しており、同時に提供者に対する一種の責任追及でもある。これらの例における「食べさせられた」は、レストラン、高い観光旅館、母親ならば、きちんとした料理を提供する責任があるのに、それを果たしていないことに対する軽い詰りといえる。

ここまでの考察から、使役受身文は大まかに2種類に分類できることがわかる。一つは従来の記述通りの、「被使役者が何らかの行為を強制された結果、不快感・迷惑感を感じた」ことを言い表すタイプで、もう一つは「被使役者は強制をされてはいないが、体験した事や物に対し不快感・迷惑感を感じ、それを引き起こした責任者に対して責任追及をする」タイプである。筆者が家族から言われた「またほうれん草を食べさせられた」は後者の、責任追及タイプである。これに違和感を感じたのは、この責任追及タイプの使役受身文(使役文)は、そのまま中国語の“让”(させる)の文で訳せず、中国語の使役文にはない用法だからである。(8)～(10)の「食べさせられた」を含む下線部は“让”の使役文に訳せない。

- (8) [?]让 我 吃 了 一 种 用 海 草 做 的 咖 喱 饭
 させる 私 食べる ASP⁵⁾ 一種の 使う 海草 作る の カレー
 「海草で作ったカレーなるものを食べさせられた」

5) ASP は動詞接辞としてのアスペクトを指す。

- (9) ?让 他们 吃 难吃 的 菜
させる 彼ら 食べる まずい の 料理

「まずい料理を食べさせられている」

- (10') ?让 我 吃 过 一次 非常 辣 的 咖喱饭
させる 私 食べる EXP⁶⁾ 一度 非常に 辛い の カレー
「一度、おそろしくからいライスカレーを食べさせられたことがあ
り」

(8) ～ (10) を“让”を使った(8') ～ (10') に訳せないのは、もちろん“让”使役文と日本語の使役受身文の用法のずれと大きく関係しているが、中国語母語話者にとってレストランや家で出された料理がまずいと感じたとしても、すぐさま被害者の目線で「変なものを食べさせられた」と、提供者に責任追及するような意識、認識がおそらく湧いてこない。代わりに、シンプルに「まずい料理を食べた」と通常の能動文を使う。“让”のない(11) ～ (13) は(8) ～ (10) の対訳として自然である。

- (11) 我**吃了**一种用海草做的咖喱饭
「海草で作ったカレーなるものを**食べた**」

- (12) 他们**吃着**难吃的菜
「まずい料理を**食べている**」

- (13) 我**吃过**一次非常辣的咖喱饭
「一度、おそろしくからいライスカレーを**食べたことがあり**」

日本語ならば「まずい料理を食べさせられた」と言いたいような状況でも、中国語は単に自分の体験を能動態で伝える。「責任追及」の文として

6) EXP は経験相(～をしたことがなる)を指す。

使えない“让”の使役文（(8'）～（10'））と比較した場合⁷⁾、日本語の使役受身文がもつ「非強制的な事態に対する責任追及」の用法は本来の強制使役の意味から逸脱した、拡張用法といえる。前田 1989 は使役受身文の典型的な意味を、「強制されたことによる迷惑感」の表出だとしている。ならば、この典型的な「強制使役」がなぜ「非強制的な事態に対する責任追及」の用法、意味を拡張させることができるのかについて考えてみる必要がある。次章では古賀 2021 で論じられている日本語の許容使役文、迷惑受身文における「責任」の概念の重要性について確認し、使役受身文にみられるこうした意味拡張についても責任の観点が非常に重要であることについて述べる。

3 拡張用法としての許容使役

3.1 許容使役文

以上、使役受身文には、「強制的な事態に対する迷惑感」と「非強制的な事態に対する責任追及」という 2 種類のものが含まれていることをみた。古賀 2021 では、日本語の使役文について、これと同様の現象を取り上げ、その背後にある「責任」の概念の重要性について指摘している。この論文では、日本語の使役文を英語の使役文と比較させ、「英語は無生物主語の使役文を広く許容するのに対し、日本語では無生物主語の使役文が成立しにくい」（古賀 2021 : 121）とした上で、Prashant2002、西村・野矢 2013 の見解をふまえる形で、日本語は「意図性を欠く事象を幅広く使役構文で表現する点で、英語とは違いを示す。この拡張において、「責任」が果たす役割がとりわけ重要である」としている。西村・野矢 2013、古賀 2021

7) “让”からなる使役文は、まずい料理を食べたときに発する、責任追及としての「食べさせられた」には使われないが、「誰があなたにこんなことをさせたのか（“是谁让你这么做的？”）」というときの責任追及には用いられている。

で取り上げられている次のような使役文は、英語では使役構文で表現されにくいという。以下、例文番号は筆者による。

(14) 花子は風で帽子を飛ばしてしまった。

(15) 交通事故で息子を死なせてしまった。

古賀 2021 : 122 では (14) (15) のような文を「許容使役文」(permissive causative) とよび、その特徴について次のように述べている。

これらの文が表す事象において、主語名詞句の指示対象は、結果を意図しているわけではないし、何らかの働きかけを行なっているわけでもないことから、プロトタイプからかなり拡張の進んだ事例と考えられる。日本語においてこれらの事象が使役構文として表現される背景には、不作為も作為とみなされ、(12a) であれば⁸⁾、「帽子が飛ぶ」という結果事象を起こさないようにすることができたはずなのに、それを怠ったことに対して責任を追及されるという「責任」の概念が存在する。

古賀 2021 が (14) (15) を「許容使役文」とよんでいるのは、(14) では「花子」、(15) では話し手が故意に帽子が飛ぶよう働きかけたり、あるいは息子が交通事故に遭うよう仕掛けたりしたわけではなく、「もう少し注意すればそういう結果が起きなかった」という意味での弱い使役を両文が表しているためである。(14) (15) のような許容使役文は、「主語名詞句の指示対象は、結果を意図しておらず、何らかの働きかけを行なっていない」点で、本稿で論じている非強制的な「責任追及」タイプの使役受身文とよく類似している。筆者、レストランの料理提供者などは、家族やお

8) 例文 (14) を指す。

客に料理は提供しているものの、「すべて食べてしまえ」とは命令していない。食べる側の人が自分の裁量で食べないようにすることも可能だったという点で、強制されていない。そして、作る側が最初から家族やお客が食べにくい料理を意図して作っているわけではない点も重要である。使役者（料理を作る人）が意図していないところで、思わしくない事態が起きてしまったという点では、「またほうれん草を食べさせられた」も許容使役文とみることができる⁹⁾。

動作者がある結果事態の実現を目指して意図して行うような行為（たとえば「紙飛行機を遠くへ飛ばす」、「強制的にほうれん草を食べさせる」など）が使役の典型だとすれば、意図しない許容使役は使役文の拡張用法である。古賀 2021 : 122-123 では次のように、Comrie 1989 の説明を引用しつつ、典型的な使役と許容使役は「結果事態に対するコントロールと責任」を有する点で共通しているとしている。以下、少し長くなるが原文を引用する。

典型的な使役構文と (12)¹⁰⁾ に見られるような拡張的事例の共通点、すなわち両者が同じ使役構文として生起する理由を、Comrie (1989) は、

9) 高見・久野 2006 : 222-223 では、「選手たちは、コーチにグラウンドを走らされた」という使役受身文は通常の使役文と違い、「許容使役」の解釈が存在しないとしている。その理由として、「コーチは、走りたい選手たちにグラウンドを走らせた」という使役文が成立するのに対し、「走りたい選手たちは、コーチにグラウンドを走らされた」が不成立である点に注目している。しかし、ここでの「許容使役」は古賀 2021 という「許容使役」と異なる。高見・久野 2006 の「許容使役」は「グラウンドを走りたい選手たちに対して、コーチはそれを許容した、許した」という意味であり、使役受身の「走らされる」はこうした「許容した、許した」という用法が見られないのは事実である。一方、古賀 2021 が定義している「許容使役」なら、解釈の可能性が生まれる。例えば、コーチは選手たちを走らせたいわけではなかったが、グラウンドで色々指示を出しながらトレーニングさせているうち、気づいたら選手たちはグラウンドを何往復もした場合、「選手たちは、コーチにグラウンドを走らされた」と表現できる。コーチがその事態（選手がグラウンドを走る）を意図していないというのが、古賀 2021 という「許容使役」の特徴である。「許容使役」は用語として、複数の定義、理解があることが垣間見える例といえる。

10) 例文 (14) (15) を指す。

次のように説明する（原文のまま引用する）。

(13) In both [true and permissive causative] constructions, the anterior event (or its agent) has some control over whether or not the effect is realized: with the true causative, the anterior event/agent has the power to bring the effect about; in the permissive, the anterior event/agent has the power to prevent the effect from coming about. In both types, the realization of the effect is, at least partially, within the control of the causer/permitter. (Comrie 1989: 171)

簡潔に解説すれば、典型的な使役構文（真正使役）の動作主は結果事象を生じさせることに対してコントロールを有するが、許容使役の場合には、動作主は結果事象の実現を回避する、つまり結果事象を生じさせないようにすることに対してコントロールを持つ。いずれにおいても同様に、結果事象の実現（非実現）に対してコントロールを有するという点で共通しているわけである。典型的な使役構文の場合には、動作主がいたからこそ結果事象が実現する（順接的關係）一方、許容使役の場合には、動作主がいたにもかかわらず結果事象が実現する（逆説的關係）。

（中略）そのような非意図的な事態が使役構文で表現されるのは、「意図してはいなかったにしても結果事象実現の回避にコントロールを持っていたがゆえに、その実現に対して責任を問われる」ためと考えるのが正しい。

つまり、典型的な使役では動作者（使役者）が結果事態を引き起こすことにコントロール力をもつのに対し、許容使役では動作者が結果事態を回避するコントロール力を持ち、コントロール力の保持は両者の共通点である。そして、使役文の意味拡張に関するこの考察は、使役受身文にもその

まま当てはめることができる。「食べさせられる」を例にすれば、「昼休みが終わるまで、給食を食べさせられていた」は学校給食における厳しい完食ルールに基づく、強制的な使役受身である。従来の記述で取り上げられているのもこのタイプである。一方、筆者が家族から言われた「またほうれん草を食べさせられた」は「強制させる」という意図性を伴わない許容使役である。このように使役文として表現できるのは、「筆者がほうれん草を料理に入れないように」注意する（コントロールする）ことができたのに、それができなかったという責任である。注意をしなかった点で、筆者は結果として「家族にほうれん草を食べさせた」のである。典型的な強制使役は事態を引き起こす積極的な関与だとすれば、許容使役は回避すべき事態を引き起こしてしまった消極的関与といえる。次の「待たされる」の実例も許容使役文である¹¹⁾。

- (16) メニューの写真には蒸し海老がついてるのに実際にはなかったし。

待たされた割には満足感が中途半端…。(BCCWJ)

- (17) 習い事の最中にケータイをかける人がいます。先生が待たされて
いるのです。(BCCWJ)

日常生活において、私たちは様々な場面で「待たされる」。しかし、よく考えてみると、「待たされている」と思うような状況において、「お待ちください」と言われて仕方なく「待つ」というような強制使役はむしろ少ない。にもかかわらず、「待たされている」という意識になるのは、「相手がもっと急いでくれれば、待たなくてすんだ」という思いがあるからである。つまり、日本語話者は無意識のうちに、「もっと早くできるはずだ」

11) 「待つ」の使役受身文は本来、「待たせ+られ→待たせられる」であるが、BCCWJでは「待たされる」の実例が圧倒的に多い。本稿では、孫聴雨 2025: 5に見えない、「動かす→動かされる」のような「す」形の使役文からなる「される」形の受身文も使役受身文とみなす。

という相手側のコントロール力を問題にしている。(16) はまさにこうした相手の責任を問う許容使役である。このような捉え方、解釈は日本語ならではの現象であり、中国語ならば使役文ではなく、通常の能動文が好まれる。

- (16') 等 了 半天 也 没 觉得 很 满意。
 待つ ASP 長い間 も NEG.PST¹²⁾ 思う とても 満足
 「待っていたのに満足しなかった→待たされた割には満足感が中途半端。」

(17) の「待たされている」は、「生徒のケータイをかける行為によって、先生が稽古を余儀なく中断された」という意味である。この例も、生徒が先生に「ケータイをかけるから、待って下さい」と言っていない以上、強制使役の使役受身ではない。「生徒がケータイをかけるような行動さえとらなければ、先生が稽古を中断しなくてすんだ」という、コントロール力、責任を問う許容使役文である。ただ、興味深いことに、(17) は中国語でも次のように“让”の使役文を使うことができる。

- (17') 让 老师 等 他。
 させる 先生 待つ 彼
 「先生を待たせる→先生が待たされている」

(17) を中国語の使役表現で言い表せるのは、「生徒がケータイをかける」行為が「先生が稽古を中断する」直接の原因である。原因と結果の結びつきが強いほど、“让”の使役文が成立しやすいということかもしれない¹³⁾。

12) NEG.PST は過去の否定（「～しなかった」）を表す。

3.2 表現機能からみた許容使役

典型的な使役と許容使役は、結果事態に対するコントロール力の保持において共通していることは、古賀 2021 の指摘と以上の考察で明らかになった。そして、許容使役を表す「食べさせられる」、「待たされる」の実例からもわかるように、許容使役は「使役者への責任追及（注意すれば、結果事態を回避できたはずだ）」という表現機能と常に結びついている。責任追及という表現機能は、結果事態に対する意図的な働きかけを伴う典型的な使役から意図的な働きかけを伴わない許容使役が拡張される動機づけであるように思われる。Comrie1989、古賀 2021 はこの二つの使役の共通点を明らかにしているものの、話し手側に事態を引き起こしてしまった相手に対する「注意すれば、結果事態を防げたはずだ」という責任を問う気持ちが必要ならば、わざわざ使役文という表現形式を用いないだろう。使役表現を使い、使役文がもつ本来の、典型的な「あなたが意図的にこうしたんだ」意味を利用し、さも相手が意図的に事態を引き起こしたかのように責め立てる。許容使役はまさに、この「責任追及」をしたいという表現機能によってもたらされた用法であるといえる。

本来は使役文を用いなくても表現できることをあえて許容使役で表現することで、責任を問うという特徴は、使役受身文にもみられる。たとえば、(8) の「食べさせられた」を次の (18) のように、「食べた」に置き換えても文は問題なく成立する。ただし、(8) に比べ、(18) には不満感やレストランに対する「なんでこんな変なものを客に食べさせるんだ」という責任追及の含意がほとんど感じられない。

13) “让”使役文は無生物を主語に据えられる点で日本語の使役文と異なる。たとえば、“这件事让我觉得很高兴。”は直訳すると、「このことが私をうれしくさせた」であるが、自然な日本語とはいえない。このことから、中国語の使役文は無生物主語をもちやすい英語の使役文と同様、動作者による意図的な働きかけを伴う典型的な使役から、意図的な働きかけを伴わない「原因と結果」の因果関係を表す方向に拡張していることがわかる。英語の無生物主語使役文、および典型的な使役からの拡張については西村 1998 を参照。

(8) その後で、薬膳料理のレストランで海草で作ったカレーなるものを食べさせられたのですが、ゲーといたいような代物でした。

(18) その後で、薬膳料理のレストランで海草で作ったカレーなるものを食べたのですが、ゲーといたいような代物でした。

ここで、日本語を学習する中国語母語話者の観点から (8) と (18) の違いについて考えてみたい。すでに述べているように、中国語はこの場合“让”が作る使役文を用いることができない ((8'))。それは、一つには“让”使役文には日本語の使役文にみられる責任追及をするような許容使役の用法が確立されていないためである。もう一つの原因は、中国語母語話者、少なくとも筆者には、「食べさせられた」という感覚が湧いてこないのである。中国語を母語とする筆者は、レストランの料理の味にがっかりしても、あくまで「まずい料理を食べた」(“吃了一顿很难吃的饭”)のであって、「レストランはもっと美味しい料理を出すべきだ」という責任追及の意識や、それを一種の被害としてとらえる認識は生じてこない。実際、もし筆者がたまたま入ったレストランで、海草で作った変わった味のカレーを食べたとしても、「この前、薬膳料理のお店で変な味のカレーを食べただけけど…」というふうに友人に語るはずである。長年日本で暮らし、「食べさせられた」という日本語がもつニュアンスを熟知していたとしても、それは「聞けば理解できる」知識であって、しかる場面で日本人のような感覚で自ら「食べさせられた」を使うことができないのだろう。使役受身文「食べさせられた」を発するには、「レストランならもっと美味しい料理を出すべきだ」という責任追及の意識と、「高いお金を払ったのにまずいものを出された」という被害の自覚が必要なのかもしれない。

中国語母語話者が自ら使役受身文を使うようになるには、もう一つ大事な問題がある。責任追及できる状況がどこまでなのか、そして誰までなの

かという点である。この問題に関する考察がまだあまりなされていないと言ってよい。紙幅の関係で本稿では詳しく論じることができないが、差し詰め問題提起だけしておく。責任追及する事態、状況の範囲については、実例を観察する限り、かなり広いように感じる。たとえば、次の例では「さおだけ屋が通りかからない」ことを、「待たされる」ととらえている。

(19) そんなにタイミングよくさおだけ屋が通りかかるとは思えない。ヘタしたら数年間待たされるかもしれないし、運よく現れたとしても、うまく呼び止めることができないかもしれない。(BCCWJ)

中国語の感覚からみれば、さおだけ屋が近くを通りかかることは「待つ」ものであって、「待たされている」とはいえない。もし、さおだけ屋が近くに来ると約束してくれたのに、姿を見せないなら、「待たされる」という感覚になるのは理解できる。

そして、責任追及できる相手の条件である。古賀 2021 は許容使役文、迷惑受身文における責任の概念の重要性について指摘した上で、責任追及をするには、動作者の行為が意図的なものであり、意図性をもった有生物が責任追及の条件、前提であるとしている。この指摘はもちろん正しいが、使役受身文に関していえば、意図性をもつ有生物以外に、(8) (9) のようにレストラン、旅館といった場所・組織も責任追及の対象になっている。次の(20)では、空港が旅客を「歩かせる」責任者として認識され、(21)では「故障」が人を泣かせている。こうした無生物の例における「責任追及」をどのように考えるべきか、責任追及できる事象の範囲の問題と合わせて引き続き考えていく必要がある。

(20) またエンエンと長い廊下を歩かされる空港もあれば、早いし楽だ

けれどどこに行ってしまうかわからない無人電車もある。(BCCWJ)

(21) 度重なる故障に泣かされながら、ここまで 51 試合で 20 本塁打。
(産経新聞 2025/9/29)

4 迷惑受身文との類似性

ここまでは許容使役の観点から使役受身文を見てきたが、使役受身文は受身文でもある。最後に受身文との関連性、意味上のつながりについて少し考えてみたい。日本語の受身文は大きく、「直接受身文」、「所有受身文」、「迷惑受身文」の3種類に分類できる。このうち、使役受身文は「迷惑受身文」と構造、意味の面で類似性を示している。「迷惑受身文」とは、次の(22)のような、「動詞の項ではないだけでなく、それによって表される事態と何ら直接的な関係を持たない参加者が主語として生起する」文である(古賀 2021: 125)。

(22) 太郎が花子にトイレに入られた。(古賀 2021: 125)

(22)において、「太郎」は本来、「花子がトイレに入る」ことに参与していない。それにもかかわらず、「太郎」を主語とする受身文が成立するのは、「太郎」が「花子がトイレに入る」ことに対して迷惑感を感じ、影響を受けているためである。周知の通り、受身文は被動作者(動作対象)の状態変化、動作の影響を描くための構文である。古賀 2021 は、この点に注目し、変化・影響がより顕著である直接受身文¹⁴⁾を受身文の典型とし、一方「迷惑感」という非顕著的で、心理的な影響を表す(22)のよう

14) たとえば、「太郎は花子に殴られた」は直接受身文の例として挙げることができる。この文において、「太郎」が殴られることによって受けた、身体と心における変化や影響は、「太郎は花子にトイレに入られた」よりも顕著であるといえる。

な迷惑受身文を受身文の拡張用法としてとらえている。その上で、「受動構文の拡張において責任がとりわけ重要な意味要因である」(古賀 2021: 128)と指摘している。古賀氏の分析を筆者流に解釈すると、「花子がトイレに入ること、太郎が迷惑を被った」という意味の(22)は、本来非他動的な「花子がトイレに入る」という事態を、「太郎」に対する直接の働きかけとしてとらえている。なぜこのような捉え方が成立するかというと、「花子さえトイレに入らなければ、太郎が迷惑を被らずにすんだ」という見方が背後にあり、つまりこの場合も許容使役と同様、結果事態に対する「花子」の責任、コントロール力を追求しているのである。たとえ、「花子」が故意に先にトイレに駆け込むことで「太郎」を困らせようという意識がなくても、困った「太郎」が「花子のせいでトイレが使えない」と感じれば、そこで責任追及がなされ、(22)のような受身文が作られる。このように考えると、直接受身文から迷惑受身文への拡張にも責任の概念が重要な役割を果たしており、迷惑受身文も一種の責任追及の文であるといえる。

受身文の観点から使役受身文を見たとき、強制を伴わない許容使役用法の「食べさせられた」は、迷惑受身文と意味構造、表現機能の面で共通点が多いように思われる。迷惑受身文((22))の場合、「花子が意図的に太郎を困らせたい」わけではなく、たまたま自分の都合でトイレに入ったにすぎない。「トイレに入られた」と表現できるのは、「太郎」がその事態を迷惑に感じ、花子の責任を問うためである。もし「太郎」が迷惑に感じなかったら、「花子がトイレに入った」となるはずである。これと同様、筆者が家族から言われた「またほうれん草を食べさせられた」では、筆者がほうれん草を料理に使ったにすぎず、家族を困らせたい意図はない。家族がほうれん草が苦手でなければ、「ほうれん草を食べた」あるいは「晩ごはんを食べた」という認識で終わる。「食べさせられた」と「トイレに入

られた」はどちらも、被害や迷惑の気持ちが先に芽生え、同時に責任を問う形で相手に感情の矛先を向ける表現といえる。

一方、使役受身文の中に次のような、責任追及の相手がはっきりしない事例も少なくない。この場合、相手への責任追及よりも受身形の「られ」が表す「被害」「迷惑」の意味が強くなる。ただし、「させ」がある以上、その思わしくない事態は他者によってもたらされたことが読み取れるため、責任追及の意味がないわけではない。使役、被害、責任追及という三つの概念は常に切り離せない関係にあることがわかる。

(23) 金を払って、つまらない映画を最後まで見せられるのだ。(BC-CWJ)

(24) 少年時代、米がなくて代用食に芋をよく食べさせられた。(BC-CWJ)

5 まとめ

以上、中国語母語話者の観点から、責任追及という概念を軸に、日本語の「させられる」表現の非強制的な用法について考察を行った。「食べさせられた」といった使役受身の表現からは、その事態を招いたと思われる人や組織に対し責任追求するという日本語の特徴が見てとれる。中国語ならば、そうした不本意の事態を単純に自分の行為、経験として述べる。こうした責任追求の使役受身文は、典型的な強制用法からの拡張であり、「強制的にさせられた」かのように表現することで、責任を問う。このような拡張は、使役受身文だけでなく、使役文、受身文といった他の構文にも広く見られる。責任追求は、日本語の構文拡張を考える上で非常に重要なファクターであるといえる。一方、日本語から中国語をみたとき、“让”

使役文は責任追求のための、非強制的用法を確立していない。“让”使役文にも拡張用法があるとすれば、どんな拡張用法が見られるのか、典型用法とどのようにつながっているのか。今後は、逆に日本語からみた中国語の使役文についても考えてみたい。

〈参考文献〉

- Bernard, Comrie (1989) *Language Universals and Linguistic Typology: Syntax and Morphology*. Chicago: Chicago University Press.
- 古賀裕章 (2021) 「意図性と責任の言語学」『教養論集 (慶應義塾大学法学研究会)』、(43):111-144。
- 前田直子 (1989) 「「使役受動態」の意味と用法」『言語・文化研究 (Studies in Language and Culture)』、(7): 25-32。
- 西村義樹・野矢茂樹 (2013) 『言語学の教室—哲学者と学ぶ認知言語学』。東京：中公新書。
- 西村義樹 (1998) 「行為者と使役構文」。中右実・西村義樹 (共編) 『構文と事象構造』、107-203。東京：研究社出版。
- 日本語記述文法研究会 (2009) 『現代日本語文法 2』。東京：くろしお出版。
- Prashant, Pardeshi (2002) “Responsible” Japanese vs. “intentional” Indic: A cognitive contrast of non-intentional events. 『世界の日本語教育』, 12: 123-144.
- 孫聰雨 (2025) 「使役受身構文の意味と形式：BCCWJ に基づく記述的分析」『言語文化共同研究プロジェクト』、(2024) : 4-23. <https://doi.org/10.18910/102193>
- 高見健一・久野暉 (2006) 『日本語機能的構文研究』。東京：研究社。

〈コーパス〉

BCCWJ : 現代日本語書き言葉均衡コーパス

CCL : 北京大学中国語言学研究中心

〈付記〉

本稿は韓国語日本学会 2025 年冬季国際学術大会 (2025 年 12 月、於韓国外国語大学校) にて口頭発表した内容に加筆・修正したものである。